

**平成23年度
厚生年金保険・国民年金事業の概況**

平成24年12月
厚生労働省年金局

平成23年度厚生年金保険・国民年金事業の概況

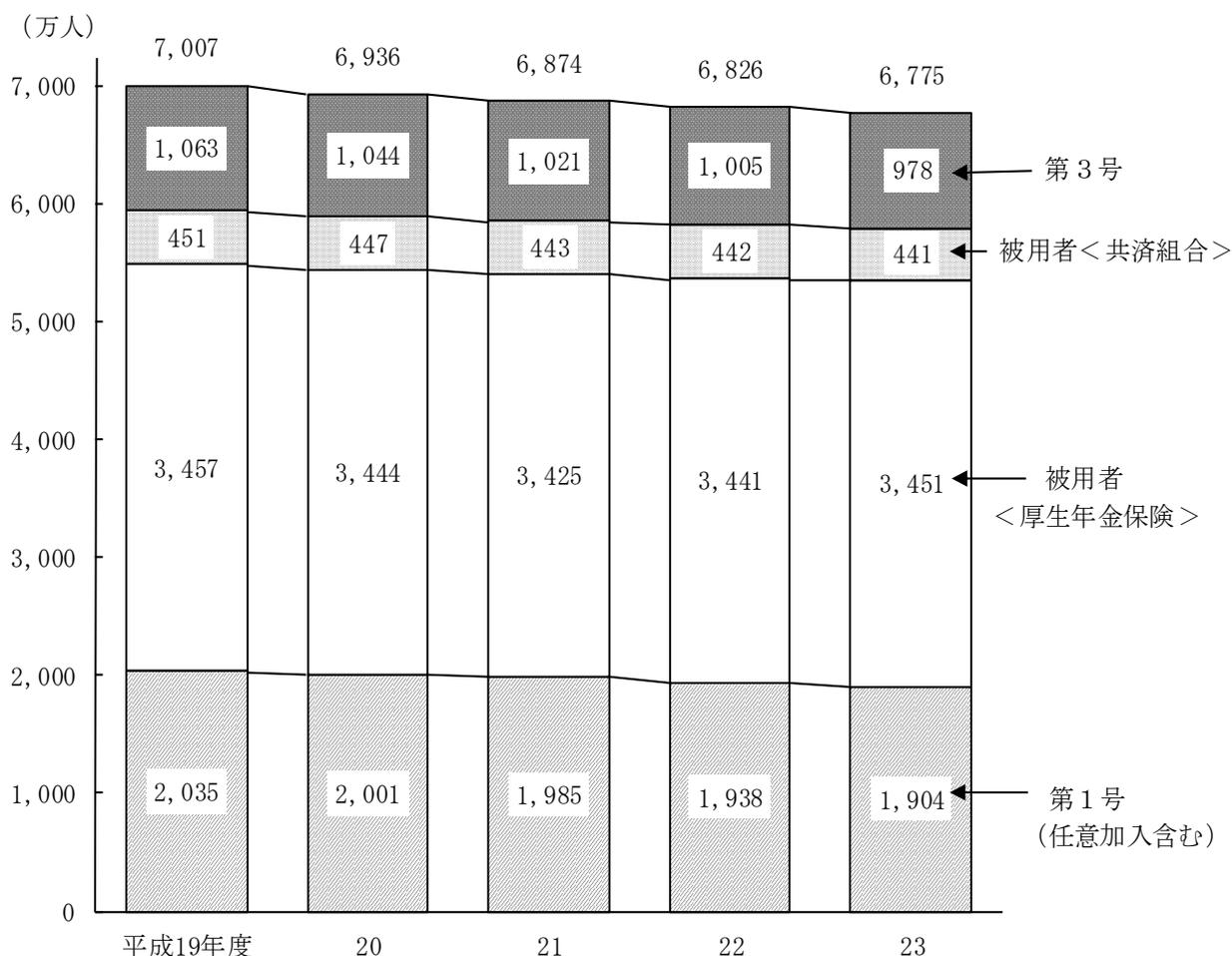
I. 公的年金制度の概況

(1) 適用状況

- 公的年金加入者数は、平成23年度末現在で6,775万人となっており、前年度末に比べて51万人（0.7%）減少している。
- 国民年金の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、平成23年度末現在で1,904万人となっており、前年度末に比べて34万人（1.7%）減少している。
- 被用者年金被保険者数（厚生年金保険及び共済組合の加入者数）は、平成23年度末現在で3,892万人（うち厚生年金保険3,451万人、共済組合441万人）となっており、前年度末に比べて10万人（0.2%）増加している。
- 第3号被保険者数は、平成23年度末現在で978万人となっており、前年度末に比べて27万人（2.7%）減少している。

注 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者を含む。

図1 公的年金加入者数の推移（年度末現在）



- 公的年金加入者の総数を男女別にみると、男子は3,490万人となっており、前年度末に比べて21万人(0.6%)減少している。また、女子は3,285万人となっており、前年度末に比べて30万人(0.9%)減少している。

表1 男女別 公的年金加入者数

(平成23年度末現在、単位：万人)

	総数	第1号被保険者	被用者年金被保険者 (第2号被保険者等)		第3号被保険者
			厚生年金 保 険	共済組合	
総数	6,775	1,904	3,451	441	978
男子	3,490	973	2,224	282	11
女子	3,285	931	1,227	159	967

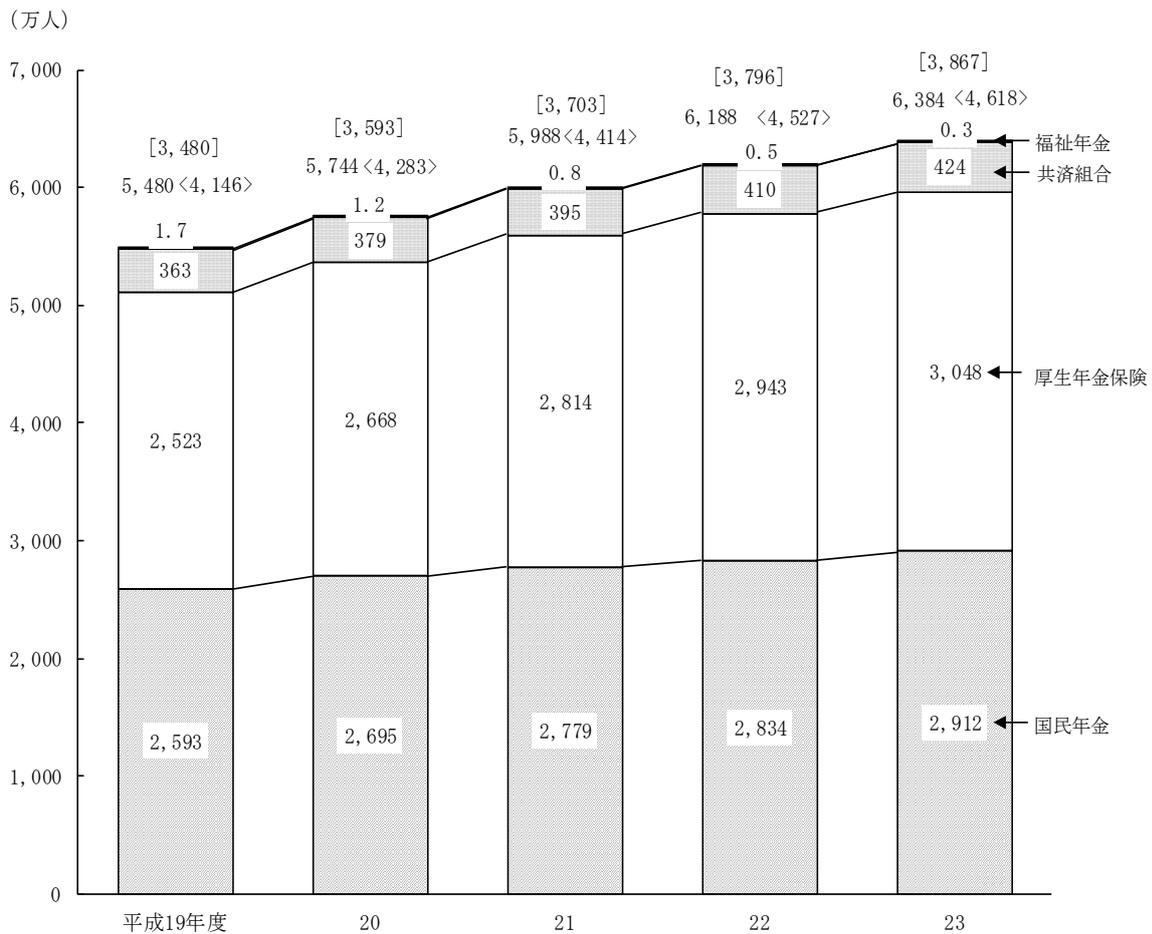
注1. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

2. 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者を含む。

(2) 給付状況

- 公的年金受給者数（延人数）は、平成23年度末現在で6,384万人（福祉年金受給者を含む。）となっており、前年度末に比べて196万人（3.2%）増加している。
- 重複のない公的年金の実受給権者数は、3,867万人（福祉年金受給権者を含む。）であり、前年度末に比べて71万人（1.9%）増加している。

図2 公的年金受給者数の推移（年度末現在）



注1. < >内は厚生年金保険（旧農林共済を除く）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。

2. []内は重複のない実受給権者数である。

- 公的年金受給者の年金総額は年々増加しており、平成23年度末現在では52兆2千億円と、前年度末に比べて1兆1千億円（2.1%）増加している。

表2 公的年金受給者の年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

	総数	国民年金	厚生年金保険	共済組合	福祉年金
平成19年度	474,395	165,637	244,254	64,436	69
20	488,658	173,646	249,461	65,504	47
21	502,554	180,421	255,333	66,768	32
22	511,332	185,352	258,761	67,199	21
23	522,229	191,168	263,023	68,026	13

注1. 上記の受給者の年金総額とは、年度末現在の受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）を合計したものである。また、年金額には一部支給停止されている金額を含む。

2. 共済組合の数値には、職域加算部分を含む。

II. 厚生年金保険

(1) 適用状況

- 平成23年度末現在の適用事業所数は174万5千事業所であり、前年度末に比べて4千事業所(0.2%)減少している。
- 被保険者数は、平成23年度末現在で3,451万人となっており、前年度末に比べて10万人(0.3%)増加している。男女別にみると、男子は2,224万人(対前年度末比増減なし)、女子は1,227万人(対前年度末比10万人、0.8%増)となっている。
- 育児休業期間中の保険料免除者数は、平成23年度末現在で19万7千人であり、前年度末に比べて1万7千人(9.5%)増加している。男女別にみると、男子は9百人(対前年度末比31人、3.3%減)、女子は19万6千人(対前年度末比1万7千人、9.6%増)となっている。

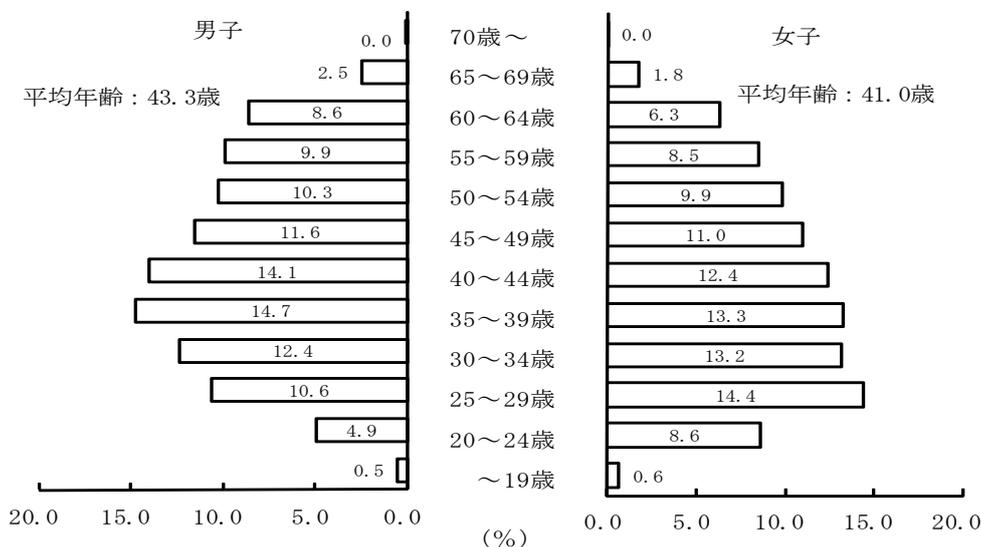
表3 厚生年金保険の適用状況の推移

		事業所数 (千か所)	被保険者数(万人)			育児休業保険料免除者数(人)		
			(年度末現在)					
			総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成19年度		1,716	3,457	2,254	1,203	128,678	377	128,301
20		1,740	3,444	2,238	1,207	144,790	388	144,402
21		1,754	3,425	2,219	1,205	160,478	433	160,045
22		1,749	3,441	2,224	1,217	180,271	944	179,327
23		1,745	3,451	2,224	1,227	197,368	913	196,455
伸び率 (%)	平成19年度	2.0	2.3	1.8	3.2	15.8	23.6	15.7
	20	1.4	△ 0.4	△ 0.7	0.3	12.5	2.9	12.5
	21	0.8	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.1	10.8	11.6	10.8
	22	△ 0.3	0.5	0.2	1.0	12.3	118.0	12.0
	23	△ 0.2	0.3	0.0	0.8	9.5	△ 3.3	9.6

- 注1. 事業所数には船舶所有者を含む。
 2. 男子には船員・坑内員を含む。

- 平成23年度末現在の被保険者の年齢構成をみると、男子は35～39歳の割合が最も高く、女子は25～29歳の割合が最も高い。平均年齢は、男子は43.3歳、女子は41.0歳となっている。

図3 厚生年金保険被保険者の年齢構成(平成23年度末)



- 標準報酬月額平均は、平成23年度末現在では30万5千円(うち男子34万6千円、女子23万円)であり、前年度末に比べて0.4%減少している。平成23年度の年度平均についても、30万4千円(うち男子34万5千円、女子23万円)と、前年度に比べて0.1%減少している。
- 標準賞与額の1回当たりの平均は、平成23年度で42万9千円(うち男子49万9千円、女子29万1千円)であり、前年度に比べて1.3%増加している。
- 一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、平成23年度で431万3千円(うち男子493万6千円、女子318万6千円)である。標準報酬月額は減少したものの、標準賞与額が増加したため、一人当たり標準報酬額は前年度に比べて0.2%増加している。

表4 厚生年金保険の標準報酬月額等の推移

		標準報酬月額の平均 (年度末現在)			標準報酬月額の平均 (年度平均)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成19年度	312,258	356,657	229,030	311,600	356,104	228,232
	20	312,813	356,961	230,952	311,619	355,720	229,917
	21	304,173	345,163	228,710	306,172	348,075	229,229
	22	305,715	347,212	229,876	304,554	345,808	229,314
	23	304,589	345,700	230,085	304,359	345,495	229,858
伸び率 (%)	平成19年度	△ 0.1	△ 0.3	0.7	△ 0.2	△ 0.3	0.6
	20	0.2	0.1	0.8	0.0	△ 0.1	0.7
	21	△ 2.8	△ 3.3	△ 1.0	△ 1.7	△ 2.1	△ 0.3
	22	0.5	0.6	0.5	△ 0.5	△ 0.7	0.0
	23	△ 0.4	△ 0.4	0.1	△ 0.1	△ 0.1	0.2

		標準賞与額1回当たりの平均			一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成19年度	459,726	536,151	300,677	4,469,524	5,155,647	3,184,220
	20	455,546	531,060	300,351	4,449,722	5,126,322	3,196,260
	21	418,698	485,937	285,032	4,309,754	4,935,076	3,161,527
	22	423,196	491,915	288,082	4,306,057	4,926,811	3,173,920
	23	428,860	499,424	291,247	4,313,465	4,935,914	3,186,136
伸び率 (%)	平成19年度	0.3	0.3	0.6	△ 0.4	△ 0.4	0.3
	20	△ 0.9	△ 0.9	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.6	0.4
	21	△ 8.1	△ 8.5	△ 5.1	△ 3.1	△ 3.7	△ 1.1
	22	1.1	1.2	1.1	△ 0.1	△ 0.2	0.4
	23	1.3	1.5	1.1	0.2	0.2	0.4

- 注1. 男子には船員・坑内員を含む。
 2. 標準報酬月額の平均(年度平均)は、標準報酬月額年度累計を、各年4月から翌年3月までの被保険者数の合計で割ったものである。
 3. 標準賞与額1回当たりの平均は、標準賞与額年度累計を、賞与支給延被保険者数で割ったものである。
 4. 一人当たり標準報酬額は、標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、各年4月から翌年3月までの平均被保険者数で割ったものである。

(2) 給付状況

- 平成23年度末における厚生年金保険の受給者数は、前年度末に比べて105万人(3.6%)増加し、3,048万人となっている。うち、老齢年金の受給者数は1,383万人である。

表5 厚生年金保険受給者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付
平成19年度	2,523	1,172	873	36	441
20	2,668	1,229	948	36	455
21	2,814	1,289	1,022	37	466
22	2,943	1,340	1,085	38	481
23	3,048	1,383	1,134	38	492

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 受給者の平均年金月額をみると、平成23年度末現在では老齢年金で15万2千円となっている。

表6 厚生年金保険受給者平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金	(再掲)	(再掲)	通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		基礎または 定額あり	基礎及び 定額なし			
平成19年度	161,059	169,553	83,576	56,860	105,595	89,129
20	158,806	167,618	83,526	56,710	105,703	88,874
21	156,692	167,338	78,571	56,038	105,733	88,691
22	153,344	165,455	80,748	55,500	105,559	88,607
23	152,396	163,254	80,509	55,784	105,277	87,967

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。
3. 遺族年金には、通算遺族年金を含まない。
4. 平均年金月額には、基礎年金月額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金月額は含まない。
5. 60歳以上65歳未満の者に支給される特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が、男子については平成13年度から、女子については平成18年度から段階的に引き上げられている。

- 平成23年度末における厚生年金保険の受給権者数は、前年度末に比べて105万人（3.3%）増加し、3,303万人となっている。うち、老齢年金の受給権者数は1,484万人である。

表7 厚生年金保険受給権者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付
平成19年度	2,750	1,260	963	51	477
20	2,907	1,324	1,041	52	491
21	3,058	1,385	1,118	52	502
22	3,198	1,441	1,186	54	517
23	3,303	1,484	1,235	55	529

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 受給権者の平均年金月額をみると、平成23年度末現在では老齢年金で14万9千円となっている。

表8 厚生年金保険受給権者平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金			通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		(再掲)基礎または定額あり	(再掲)基礎及び定額なし			
平成19年度	157,657	166,795	88,701	56,465	101,513	86,387
20	155,345	164,964	88,887	56,243	101,323	86,172
21	153,414	164,911	83,558	55,525	101,061	86,009
22	150,034	163,005	85,244	54,944	100,716	85,919
23	149,334	161,036	84,970	55,187	100,139	85,328

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。
3. 遺族年金には、通算遺族年金を含まない。
4. 平均年金月額には、基礎年金月額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金月額は含まない。
5. 60歳以上65歳未満の者に支給される特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が、男子については平成13年度から、女子については平成18年度から段階的に引き上げられている。

- 平成 23 年度における新規裁定の老齢年金受給権者数は 78 万 2 千人であり、前年度に比べて 10 万 2 千人 (11.5%) 減少している。
- 平成 23 年度における新規裁定の老齢年金受給権者の平均年金月額 は 8 万 4 千円である。
- 平成 23 年度における新規裁定の老齢年金受給者数は 54 万 2 千人であり、前年度に比べて 7 万 8 千人 (12.6%) 減少している。
- 平成 23 年度における新規裁定の老齢年金受給者の平均年金月額は 7 万 6 千円である。

表 9 厚生年金保険老齢年金受給権者・受給者の新規裁定状況

(単位：万人、円)

	受給権者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成19年度	87.8	87,532	59.5	79,522
20	91.7	86,964	62.6	79,417
21	88.9	86,102	61.6	78,900
22	88.4	84,339	62.0	76,828
23	78.2	84,335	54.2	76,212

注 1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金月額は含まない。

3. 60 歳以上 65 歳未満の者に支給される特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が、男子については平成 13 年度から、女子については平成 18 年度から段階的に引き上げられている。

- 男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成13年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成19年度から平成21年度は62歳までと63歳以降で、平成22年度以降は63歳までと64歳以降で大きな違いが見られ、平成23年度においては63歳で10万5千円、64歳で17万3千円となっている。

表 10 厚生年金保険老齢年金受給権者状況の推移（男子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成19年度	45.2	48.2	34.9	45.1	50.9	640.2
20	43.8	60.1	50.0	36.3	45.8	671.9
21	41.7	58.6	62.4	51.5	37.0	698.9
22	40.2	57.4	60.7	63.9	52.3	713.0
23	37.7	51.3	59.1	61.9	65.1	740.2

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成19年度	102,371	104,169	109,287	184,747	186,996	195,817
20	101,234	102,047	105,095	180,203	183,619	194,533
21	99,791	101,648	103,509	174,579	181,423	193,393
22	97,681	100,120	102,773	106,520	177,823	192,323
23	96,925	98,186	100,893	105,374	172,685	189,747

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 「60歳」には60歳未満の者を含む。

3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金月額は含まない。

- 女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成18年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成19年度と平成20年度は60歳までと61歳以降で、平成21年度以降は61歳までと62歳以降で大きな違いが見られ、平成23年度においては61歳で4万8千円、62歳で9万9千円となっている。

表 11 厚生年金保険老齢年金受給権者状況の推移（女子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成19年度	17.6	18.7	13.4	17.3	19.5	308.5
20	17.2	23.6	19.3	13.7	17.6	324.2
21	16.3	22.9	24.4	19.7	13.9	338.1
22	16.1	22.4	23.8	24.9	20.0	346.8
23	15.0	20.4	23.2	24.3	25.3	360.6

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成19年度	44,455	95,271	97,666	95,987	94,997	111,888
20	45,578	97,961	95,471	95,043	93,837	111,760
21	46,083	46,369	97,476	93,692	93,307	111,681
22	46,733	47,035	98,422	96,132	92,533	111,670
23	47,235	47,634	99,438	97,508	94,136	110,945

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 「60歳」には60歳未満の者を含む。

3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金月額は含まない。

- 平成 23 年度末現在の在職者の老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）の受給権者数は 312 万人となっており、前年度末に比べて 15 万人（5.0%）の増加となっている。

表12 在職者にかかる厚生年金保険老齢給付状況の推移

（年度末現在、単位：万人）

	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成19年度	223.8 (72.0)	163.5 (52.1)	60.4 (19.8)	172.7 (70.2)	121.6 (51.9)	51.1 (18.4)
20	255.6 (83.2)	185.3 (60.1)	70.3 (23.1)	197.6 (81.6)	137.6 (59.8)	60.1 (21.8)
21	272.6 (88.6)	195.5 (63.5)	77.1 (25.1)	216.0 (87.1)	150.0 (63.3)	65.9 (23.9)
22	296.7 (91.7)	211.7 (65.5)	85.0 (26.2)	233.8 (90.4)	161.0 (65.3)	72.9 (25.1)
23	311.7 (101.5)	221.4 (72.2)	90.2 (29.3)	248.9 (100.2)	170.9 (71.9)	77.9 (28.3)

注1. 在職者とは、①厚生年金保険の被保険者

②適用事業所に使用される70歳以上の者

である老齢年金給付の受給権者及び受給者である。

2. ()内の数値は、60歳台後半の老齢厚生年金受給権者数及び受給者数（旧共済を除く。）である。なお、70歳以上の者（昭和12年4月2日以降生まれの者に限る。）を含む。

(3) 収支状況

- 平成23年度決算における厚生年金保険の収支状況は、基礎年金交付金等を控除した実質的な収入が32兆6千億円、実質的な支出が37兆5千億円となっており、収支差引残は4兆9千億円の不足となっている。

表 13 厚生年金保険の実質的な収支状況の推移

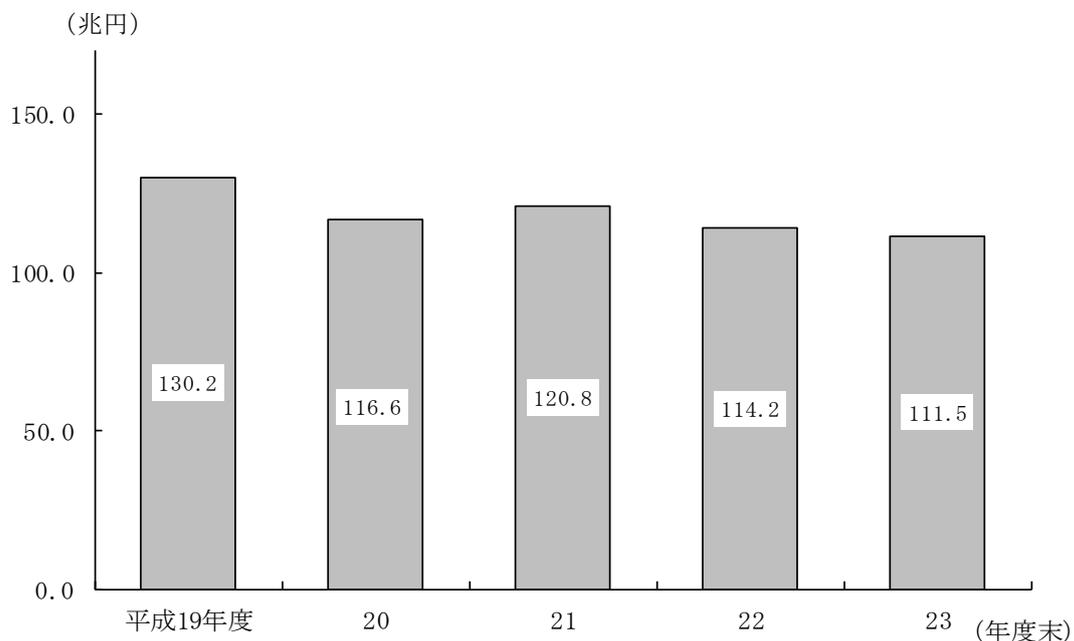
(単位：億円)

	収入合計 (実質)	(再掲)		支出合計 (実質)	収支差引残
		保険料収入	国庫負担		
平成19年度	299,463	219,691	51,659	329,875	△ 30,412
20	309,480	226,905	54,323	339,860	△ 30,380
21	320,463	222,409	77,983	365,599	△ 45,136
22	319,356	227,252	84,326	379,804	△ 60,448
23	326,080	234,699	84,992	375,420	△ 49,341

注 収入(支出)合計は、決算における収入(支出)から基礎年金交付金等及び積立金からの受入を控除した額である。

- 平成23年度末現在の厚生年金保険の積立金は111兆5千億円(時価ベース)となっている。

図 4 厚生年金保険の積立金の推移(年金特別会計厚生年金勘定)(時価ベース)



注1. 年金積立金は、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金(平成18年度より年金積立金管理運用独立行政法人。以下「運用独法」という。)に寄託して運用する仕組みとなった。

ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託されていた。

2. 本図における各年度の積立金の額とその前年度の積立金の額との差額は、表13の当該年度の収支差引残に、運用独法における市場運用分に係る当該年度の損益を加えた額となっている。

3. 年金積立金全体に係る運用実績(収益率)は、平成19年度△3.54%、平成20年度△6.83%、平成21年度7.54%、平成22年度△0.26%、平成23年度2.17%である。なお、平成20年度までは、財務省財政融資資金への預託分を含む。

(出所：「平成23年度 年金積立金運用報告書」)

Ⅲ. 国民年金

(1) 適用状況（第1号被保険者及び第3号被保険者）

- 平成23年度末現在の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は1,904万人となっており、前年度末に比べて34万人（1.7%）減少している。男女別にみると、男子は973万人（対前年度末比19万人、1.9%減）、女子は931万人（対前年度末比15万人、1.6%減）となっている。
- 平成23年度末現在の第3号被保険者数は978万人となっており、前年度末に比べて27万人（2.7%）減少している。男女別にみると、男子は11万人（対前年度末比0.3万人、2.6%減）、女子は967万人（対前年度末比27万人、2.7%減）となっている。

表14 国民年金被保険者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	第1号被保険者							第3号被保険者		
	総数			任意加入被保険者				総数		
				総数	60歳未満	60～64歳	65歳以上			
男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	
平成19年度	2,035	1,029	1,006	34	5	28	1	1,063	10	1,053
20	2,001	1,017	984	35	5	28	1	1,044	10	1,033
21	1,985	1,014	972	34	5	28	1	1,021	11	1,010
22	1,938	992	947	34	5	29	1	1,005	11	993
23	1,904	973	931	33	5	27	1	978	11	967

- 平成23年度末の保険料全額免除者数は568万人となっている。全額免除割合は30.4%と、前年度末に比べて1.4ポイント上昇している。
平成23年度末の申請一部免除者数は46万人となっている。申請一部免除割合は2.5%と、前年度末に比べて0.2ポイント上昇している。

表15 国民年金保険料全額免除被保険者数・一部免除被保険者数の推移

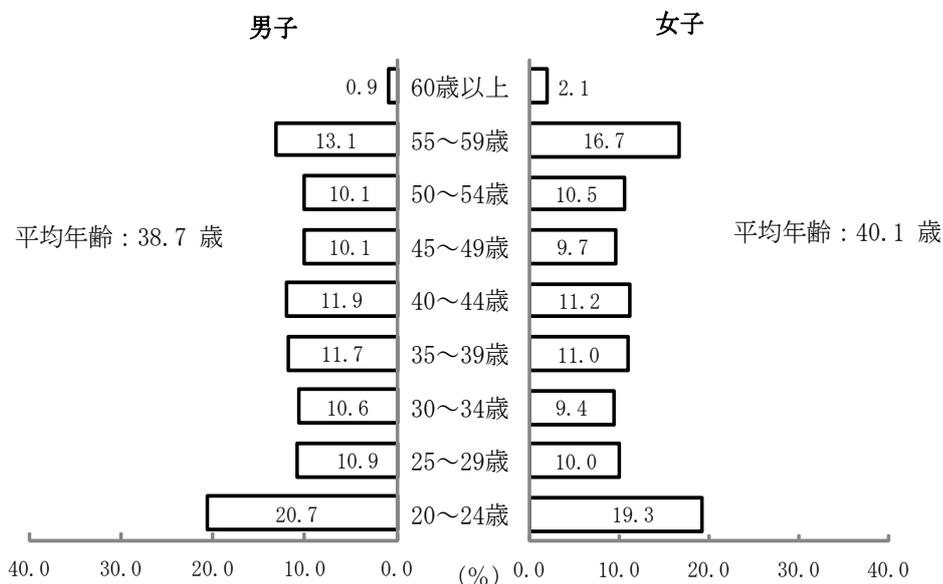
（年度末現在、単位：万人、%）

	全額免除者数（万人）						申請一部免除者数（万人）				
	合計		法定免除	申請免除（全額）	学生納付特例	若年者納付猶予	合計		3/4免除	半額免除	1/4免除
	人数	割合					人数	割合			
平成19年度	517	(25.8)	113	202	166	37	54	(2.7)	27	19	8
20	521	(26.5)	114	204	165	37	52	(2.6)	27	17	8
21	535	(27.4)	120	215	163	37	47	(2.4)	25	16	7
22	551	(29.0)	126	221	166	38	44	(2.3)	24	14	6
23	568	(30.4)	131	230	169	39	46	(2.5)	25	14	6

注 「全額免除割合」及び「申請一部免除割合」は、国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者を除く。）に占める割合（%）である。

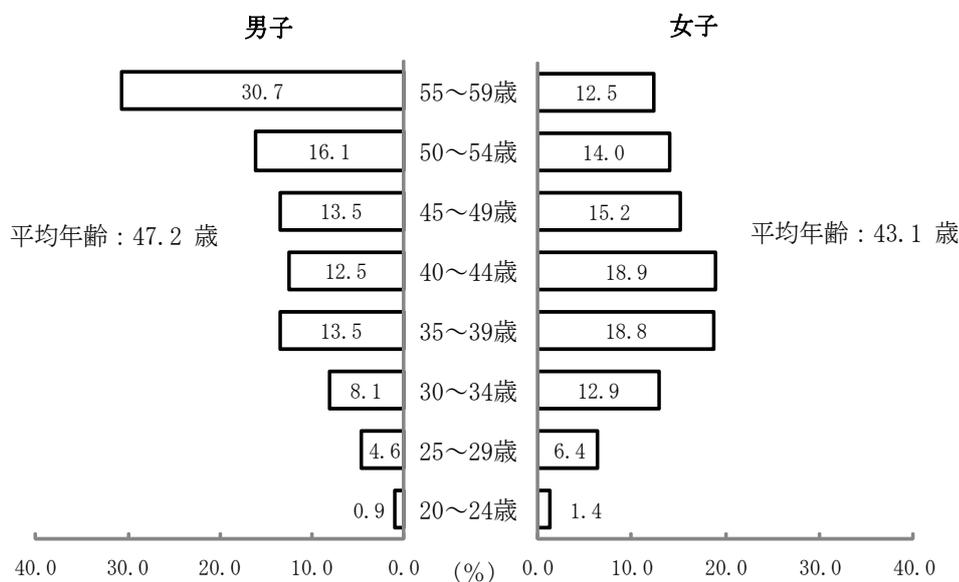
- 平成23年度末現在の国民年金被保険者の年齢構成をみると、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む。）では、男女共に20～24歳の割合が最も高く、次いで55～59歳の割合が高くなっている。また、第3号被保険者では、男子は55～59歳、女子は40～44歳の割合が高くなっている。第1号被保険者の平均年齢は、男子は38.7歳、女子は40.1歳となっている。

図5 国民年金第1号被保険者の年齢構成（平成23年度末）



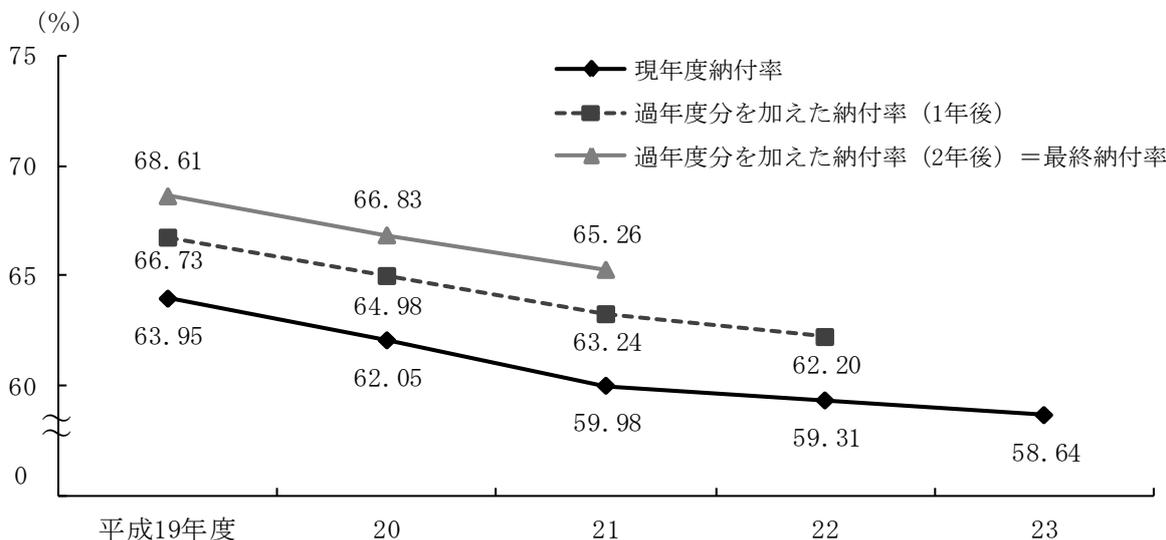
注 「国民年金第1号被保険者」には、任意加入被保険者を含む。

図6 国民年金第3号被保険者の年齢構成（平成23年度末）



- 平成 23 年度における国民年金保険料の現年度納付率は 58.64%であり、前年度より 0.67 ポイント低下している。また、平成 23 年度までに過年度分として納付された保険料を加えた平成 21 年度の最終納付率は 65.26%となっている。

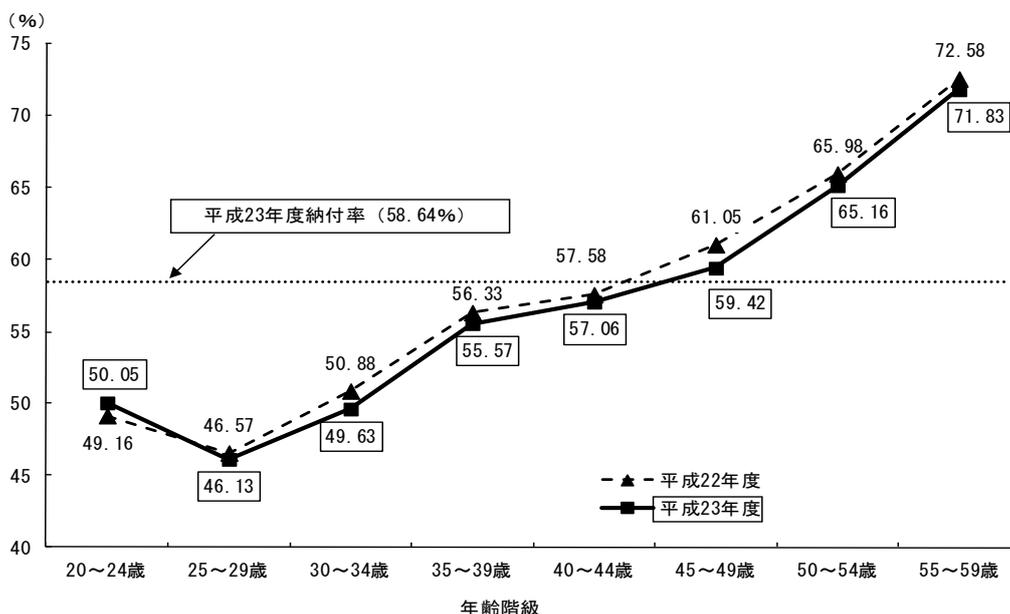
図 7 国民年金納付率の推移



- 注 1. 各年度における「現年度納付率」とは当該年度中に納付された当該年度分保険料の納付率である。納付率とは、納付月数が納付対象月数に占める割合である。納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度 4 月末まで）に実際に納付された月数である。
2. 保険料は過去 2 年分の納付が可能であり（過年度納付）、各年度における「過年度納付率（1 年後）」とは翌年度までに、同じく「過年度納付率（2 年後）」とは翌々年度までに納付された当該年度分保険料の納付率である。

- 平成23年度の納付率を 5 歳階級別にみると、おおむね年齢が若いほど低くなっている。また、前年度と比較すると、20～24歳階級を除くすべての年齢階級において納付率が低下している。

図 8 国民年金納付率（現年度分）の年齢階級別状況



(2) 給付状況

- 平成23年度末現在における国民年金受給者数は前年度末に比べて78万人（2.7%）増加し、2,912万人となっている。そのうち、基礎のみ・旧国年の受給者数は、1,067万人となっている。

注 「国民年金受給者」とは、旧法国民年金の受給者と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

表 16 国民年金受給者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総 数	老 齢 年 金	通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金	遺 族 年 金
平成19年度	2,593 (1,174)	2,287 (895)	131 (131)	161 (142)	13 (5)
20	2,695 (1,151)	2,393 (876)	125 (125)	165 (144)	12 (5)
21	2,779 (1,122)	2,481 (853)	117 (117)	168 (147)	12 (5)
22	2,834 (1,092)	2,542 (829)	108 (108)	172 (149)	12 (5)
23	2,912 (1,067)	2,627 (813)	99 (99)	174 (151)	12 (5)

注 ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

- 国民年金受給者の老齢年金の平均年金月額は、平成23年度末現在で5万5千円、平成23年度新規裁定者で5万円となっている。また、基礎のみ・旧国年の受給者については、平成23年度末現在で5万円となっている。

表 17 国民年金受給者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老 齢		通 算 老 齢	障 害	遺 族
		新 規 裁 定			
平成19年度	53,602 (48,057)	48,586 (53,156)	18,325 (18,325)	74,282 (74,509)	81,844 (69,210)
20	53,992 (48,507)	48,922 (53,469)	18,275 (18,275)	74,172 (74,409)	81,675 (68,817)
21	54,320 (48,992)	49,164 (53,829)	18,321 (18,321)	74,060 (74,303)	81,254 (68,055)
22	54,596 (49,371)	49,191 (53,882)	18,432 (18,432)	73,936 (74,185)	80,781 (67,002)
23	54,682 (49,632)	50,013 (54,148)	18,486 (18,486)	73,816 (74,089)	80,424 (66,583)

注 ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

- 平成23年度末における国民年金受給権者数は、前年度末に比べて79万人(2.7%)増加し、2,965万人となっている。そのうち、基礎のみ・旧国年の受給権者数は、1,090万人となっている。

表18 国民年金受給権者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族年金
平成19年度	2,639 (1,197)	2,303 (902)	132 (132)	173 (151)	31 (12)
20	2,743 (1,174)	2,411 (883)	125 (125)	176 (154)	30 (12)
21	2,829 (1,145)	2,501 (859)	118 (118)	180 (156)	29 (11)
22	2,886 (1,114)	2,564 (835)	109 (109)	184 (159)	29 (11)
23	2,965 (1,090)	2,650 (819)	99 (99)	187 (161)	28 (11)

注 ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険(旧共済組合を除く。)の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

- 国民年金受給権者の老齢年金の平均年金月額は、平成23年度末現在で5万5千円、平成23年度新規裁定者で5万円となっている。また、基礎のみ・旧国年の受給権者については、平成23年度現在で5万円となっている。

表19 国民年金受給権者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老 齢		通算老齢	障 害	遺 族
		新規裁定			
平成19年度	53,552 (47,993)	48,602 (53,166)	18,321 (18,321)	73,995 (74,270)	61,647 (55,345)
20	53,936 (48,440)	48,921 (53,473)	18,271 (18,271)	73,882 (74,165)	61,720 (55,442)
21	54,258 (48,850)	49,170 (53,839)	18,317 (18,317)	73,768 (74,053)	61,810 (55,461)
22	54,529 (49,296)	49,192 (53,883)	18,427 (18,427)	73,642 (73,933)	61,786 (55,291)
23	54,612 (49,555)	50,011 (54,140)	18,481 (18,481)	73,503 (73,816)	61,626 (55,170)

注 ()内は、基礎のみ・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険(旧共済組合を除く。)の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

- 老齢基礎年金の受給者数は、平成 23 年度末現在で 2,466 万人となっており、平均年金月額については 5 万 6 千円となっている。

表20 老齢基礎年金受給者状況の推移

(年度末現在、単位：万人、円)

	総 数		本 来		繰 上 げ		繰 下 げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成19年度	2,037	55,317	1,674	58,100	342	40,252	22	77,942
20	2,166	55,477	1,787	58,083	354	40,692	25	78,645
21	2,275	55,615	1,883	58,092	365	41,060	27	79,368
22	2,359	55,711	1,953	58,084	376	41,330	31	81,018
23	2,466	55,623	2,048	57,861	386	41,659	32	80,507

- 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く。）の受給権者についてみると、老齢年金の繰上げ受給率は、平成23年度末現在では41.7%となっており、年々低下している。また、平成23年度新規裁定者では25.3%となっている。

表 21 国民年金老齢年金の繰上げ受給率の推移

(年度末現在、単位：人、%)

年 度	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
平成19年度	8,956,677	4,138,828	46.2	4,726,056	52.8	91,793	1.0
20	8,777,593	3,951,407	45.0	4,731,306	53.9	94,880	1.1
21	8,550,449	3,754,257	43.9	4,699,702	55.0	96,490	1.1
22	8,321,663	3,567,506	42.9	4,654,347	55.9	99,810	1.2
23	8,162,673	3,402,978	41.7	4,658,484	57.1	101,211	1.2

(新規裁定、単位：人、%)

年 度	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
平成19年度	271,770	62,129	22.9	202,650	74.6	6,991	2.6
20	264,039	58,184	22.0	199,574	75.6	6,281	2.4
21	231,764	52,737	22.8	173,629	74.9	5,398	2.3
22	206,846	55,648	26.9	145,044	70.1	6,154	3.0
23	219,051	55,382	25.3	159,905	73.0	3,764	1.7

注1. 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く。）の受給権者を対象としている。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

2. 「受給率」は、基礎のみ・旧国年（5年年金を除く。）受給権者総数に占める割合である。

(3) 収支状況

- 平成23年度決算における国民年金の収支状況は、基礎年金交付金等を控除した実質的な収入が3兆5千億円、実質的な支出が3兆5千億円となっており、その収支差引残は15億円の不足となっている。

表 22 国民年金の実質的な収支状況

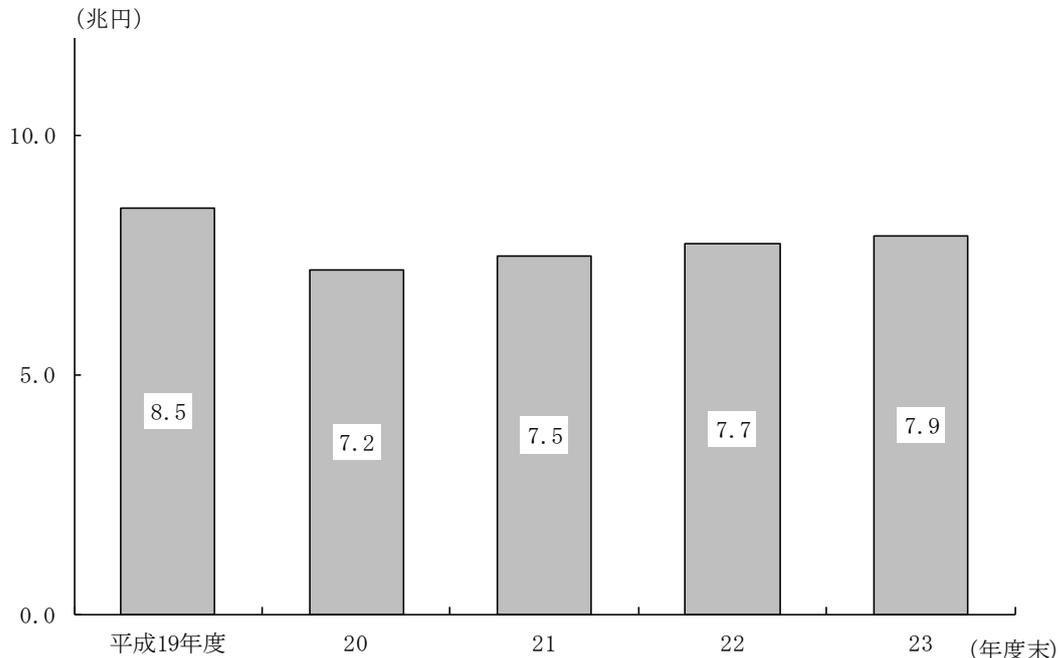
(単位：億円)

	収入合計 (実質)	(再掲)		支出合計 (実質)	収支差引残
		保険料収入	国庫負担		
平成19年度	38,466	18,582	18,436	43,435	△ 4,968
20	37,545	17,470	18,558	43,317	△ 5,772
21	37,813	16,950	20,554	39,911	△ 2,098
22	34,010	16,717	16,898	31,498	2,511
23	34,701	15,807	18,660	34,717	△ 15

注 収入(支出)合計は、決算における収入(支出)から基礎年金交付金等及び積立金からの受入を控除した額である。

- 平成23年度末現在の国民年金の積立金は7兆9千億円(時価ベース)となっている。

図 9 国民年金の積立金の推移(年金特別会計国民年金勘定)(時価ベース)



注 1. 年金積立金は、財政投融资改革により、平成 13 年 4 月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金(平成 18 年度より年金積立金管理運用独立行政法人。以下「運用独法」という。)に寄託して運用する仕組みとなった。

ただし、平成 20 年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託されていた。

2. 本図における各年度の積立金の額とその前年度の積立金の額との差額は、表 22 の当該年度の収支差引残に、運用独法における市場運用分に係る当該年度の損益を加えた額となっている。

3. 年金積立金全体に係る運用実績(収益率)は、平成 19 年度 △3.38%、平成 20 年度△7.29%、平成 21 年度 7.48%、平成 22 年度△0.25%、平成 23 年度 2.15%である。なお、平成 20 年度までは、財務省財政融資資金への預託分を含む。

(出所：「平成 23 年度 年金積立金運用報告書」)

(参考資料1)

都道府県別老齢年金受給者数及び平均年金月額

(平成23年度末現在)

都道府県名	厚生年金保険		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
	人	円	人	円
全 国	13,831,488	152,396	26,272,995	54,682
北海道	549,675	142,927	1,187,186	54,113
青 森	115,149	128,485	331,125	50,486
岩 手	138,730	130,386	328,707	53,909
宮 城	227,270	145,923	478,499	52,784
秋 田	122,190	127,759	301,391	52,294
山 形	140,423	128,834	308,175	53,425
福 島	224,411	133,429	459,494	53,110
茨 城	289,327	152,239	620,934	52,986
栃 木	205,887	146,136	422,836	53,058
群 馬	221,126	145,885	443,418	54,766
埼 玉	727,438	163,473	1,350,183	53,897
千 葉	626,634	168,323	1,209,336	54,316
東 京	1,143,001	168,336	2,275,565	54,233
神奈川	927,873	174,795	1,619,301	55,054
新 潟	314,895	136,361	564,100	55,445
富 山	169,851	142,998	258,730	58,227
石 川	150,211	141,393	245,762	57,396
福 井	117,482	137,087	177,475	57,295
山 梨	83,085	142,328	199,052	52,662
長 野	297,916	140,660	516,316	56,995
岐 阜	244,914	148,880	459,521	56,380
静 岡	492,184	149,738	821,801	56,219
愛 知	807,286	160,582	1,379,943	55,554
三 重	227,530	150,464	406,196	56,940
滋 賀	161,192	155,110	273,374	56,082
京 都	286,333	155,395	545,850	54,034
大 阪	931,852	159,438	1,688,774	53,281
兵 庫	636,939	163,093	1,141,572	54,901
奈 良	148,036	167,974	307,190	53,961
和 歌 山	106,183	148,459	248,126	52,257
鳥 取	79,301	130,572	135,079	56,829
島 根	102,855	131,264	182,347	57,239
岡 山	270,519	143,447	430,298	58,210
広 島	376,323	150,269	596,937	57,387
山 口	206,456	148,894	354,982	57,337
徳 島	95,644	130,384	182,956	53,717
香 川	138,055	141,393	226,312	58,339
愛 媛	174,082	138,190	341,434	55,143
高 知	91,287	132,123	192,848	53,587
福 岡	551,771	146,256	960,021	54,370
佐 賀	91,017	132,307	187,662	56,219
長 崎	145,956	140,468	323,168	53,402
熊 本	180,654	130,389	414,026	54,684
大 分	133,570	134,821	281,385	53,454
宮 崎	118,075	126,381	258,669	55,511
鹿 児 島	163,993	130,270	393,800	55,108
沖 縄	68,266	131,156	222,000	52,802
その他	8,641	140,035	19,139	29,706

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険の平均年金月額は基礎年金月額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金月額は含まない。

3. 国民年金は旧法国民年金老齢年金受給者と新法老齢基礎年金の受給者の合計であり、老齢基礎年金受給者は被用者年金が上乘せされている者を含む。

(参考資料2)

年齢別老齢年金受給権者数及び平均年金月額

(平成23年度末現在)

年 齢	厚生年金保険		国民年金	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
合 計	14,840,118	149,334	26,504,223	54,612
59歳以下	2,636	171,016	・	・
60	523,554	82,362	69,931	36,811
61	716,777	83,825	114,765	37,291
62	823,091	100,483	150,821	37,482
63	861,896	103,156	180,893	35,773
64	903,801	150,712	204,340	37,202
小 計	3,829,119	107,345	720,750	36,878
65	704,992	159,835	1,441,247	56,802
66	528,085	160,979	1,123,566	56,457
67	658,275	160,121	1,424,594	56,458
68	727,788	159,679	1,590,806	56,119
69	689,834	159,241	1,514,027	55,932
小 計	3,308,974	159,916	7,094,240	56,339
70	718,735	159,424	1,584,295	55,813
71	641,850	160,478	1,450,344	57,485
72	558,604	161,137	1,274,635	57,316
73	508,350	162,629	1,168,427	57,185
74	558,101	163,014	1,312,850	57,219
小 計	2,985,640	161,188	6,790,551	56,960
75	511,293	164,229	1,241,383	56,866
76	501,763	165,654	1,246,991	56,751
77	440,370	166,234	1,137,284	56,541
78	403,173	166,033	1,073,948	56,171
79	390,737	167,679	1,075,367	55,729
小 計	2,247,336	165,864	5,774,973	56,436
80	343,256	169,703	971,693	55,215
81	322,735	173,726	853,542	55,330
82	283,403	176,097	756,090	54,584
83	262,475	176,497	710,134	53,630
84	225,383	178,020	619,595	52,763
小 計	1,437,252	174,412	3,911,054	54,442
85	202,148	178,669	567,253	51,800
86	175,130	174,951	236,573	45,668
87	140,977	171,267	207,014	43,868
88	115,484	166,558	188,258	42,248
89	90,748	161,770	165,599	40,799
小 計	724,487	172,283	1,364,697	46,881
90歳以上	304,674	150,978	847,958	36,195

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険の平均年金月額は基礎年金月額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金月額は含まない。

3. 国民年金は旧法国民年金老齢年金受給者と新法老齢基礎年金の受給者の合計であり、老齢基礎年金受給者は被用者年金が上乗せされている者を含む。

(参考資料3)

厚生年金保険 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

(平成23年度末現在)

年金月額	合計	男子	女子
合計	人 14,840,118	人 10,153,400	人 4,686,718
万円以上 万円未満			
～ 1	266	116	150
1 ～ 2	13,516	750	12,766
2 ～ 3	96,128	9,194	86,934
3 ～ 4	135,362	48,990	86,372
4 ～ 5	162,407	96,563	65,844
5 ～ 6	260,033	136,080	123,953
6 ～ 7	407,267	181,899	225,368
7 ～ 8	656,096	234,240	421,856
8 ～ 9	933,159	284,219	648,940
9 ～ 10	1,038,479	337,654	700,825
10 ～ 11	1,020,939	401,017	619,922
11 ～ 12	922,927	456,490	466,437
12 ～ 13	827,042	493,246	333,796
13 ～ 14	735,435	497,852	237,583
14 ～ 15	655,560	480,379	175,181
15 ～ 16	622,219	492,434	129,785
16 ～ 17	645,034	548,183	96,851
17 ～ 18	687,533	616,187	71,346
18 ～ 19	725,735	673,364	52,371
19 ～ 20	744,708	705,780	38,928
20 ～ 21	740,209	711,311	28,898
21 ～ 22	698,201	676,826	21,375
22 ～ 23	607,884	592,386	15,498
23 ～ 24	486,283	475,635	10,648
24 ～ 25	352,695	345,726	6,969
25 ～ 26	241,686	237,432	4,254
26 ～ 27	164,298	162,395	1,903
27 ～ 28	109,349	108,458	891
28 ～ 29	67,435	67,065	370
29 ～ 30	36,494	36,269	225
30 ～	45,739	45,260	479
平均年金月額 (円)	149,334	170,265	103,989

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額は基礎年金月額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金月額は含まない。

(参考資料4)

厚生年金保険における離婚等に伴う年金分割の状況

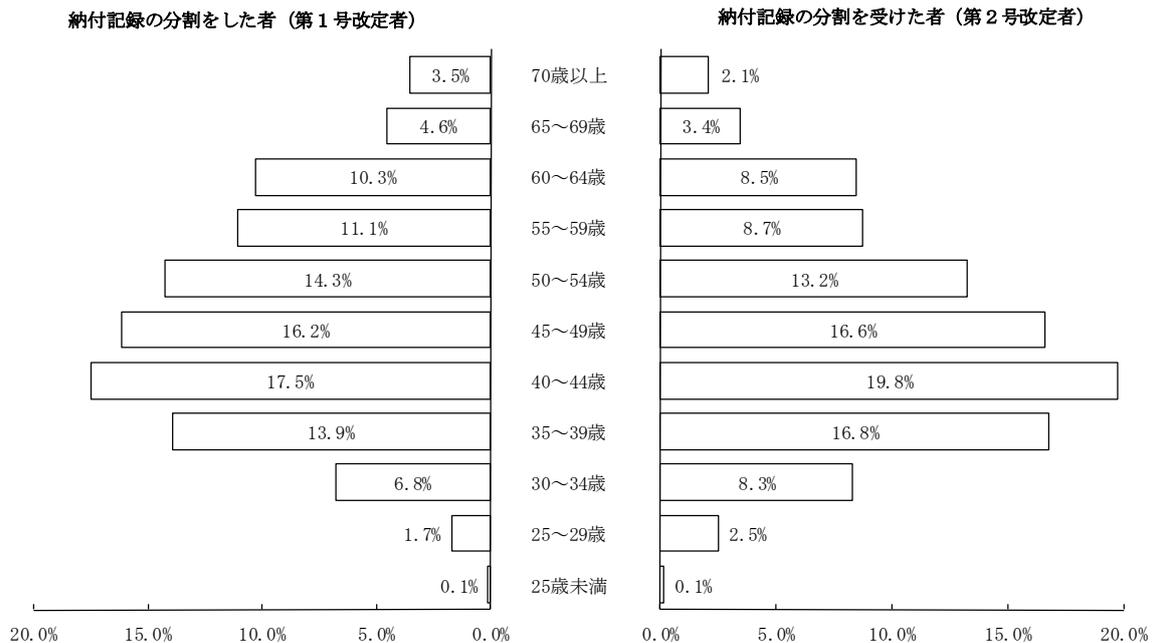
離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

	総 数	（参考）離婚件数	
		離婚分割	3号分割のみ
平成19年度	8,586 件	8,586 件	・
平成20年度	13,105 件	13,072 件	33 件
平成21年度	15,004 件	14,850 件	154 件
平成22年度	18,674 件	18,282 件	392 件
平成23年度	18,231 件	17,462 件	769 件

- 注1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金の分割を行うことをいう。
- 注2. 3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成20年4月以後）の第3号被保険者期間に係る厚生年金の分割を行うことをいう。
- 注3. 平成20年度以降の離婚分割に伴う保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。
- 注4. 離婚件数は、「人口動態統計速報（平成24年3月分）」（厚生労働省大臣官房統計情報部）による年度累計である。

1. 離婚分割に係る状況

離婚分割者の年齢構成（平成23年度）



離婚分割 分割対象期間別件数割合の推移

	分割対象期間								
	以上 未満～5年	5年 ～10年	10年 ～15年	15年 ～20年	20年 ～25年	25年 ～30年	30年 ～35年	35年 ～40年	40年～
平成19年度	2.7%	8.5%	12.5%	13.5%	16.4%	14.7%	13.1%	10.6%	7.8%
平成20年度	3.6%	11.6%	15.6%	15.4%	15.6%	13.6%	10.5%	8.1%	6.0%
平成21年度	3.9%	12.1%	16.4%	16.2%	15.6%	12.8%	10.3%	7.4%	5.3%
平成22年度	4.0%	12.7%	17.1%	17.5%	15.5%	12.9%	8.7%	6.8%	4.8%
平成23年度	3.8%	13.8%	18.5%	17.7%	14.5%	12.8%	7.8%	6.5%	4.7%

注. 3号分割に係る期間を含まない。

離婚分割 按分割合別件数割合の推移

	按分割合					
	以上 未満～10%	10% ～20%	20% ～30%	30% ～40%	40% ～50%	50%
平成19年度	0.1%	0.2%	0.9%	2.4%	4.6%	91.9%
平成20年度	0.1%	0.1%	0.7%	2.0%	3.3%	93.8%
平成21年度	0.0%	0.2%	0.7%	2.0%	3.1%	94.0%
平成22年度	0.0%	0.1%	0.6%	1.7%	3.0%	94.5%
平成23年度	0.0%	0.1%	0.6%	1.7%	2.5%	95.1%

注. 3号分割に係る割合を含まない。

離婚分割 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

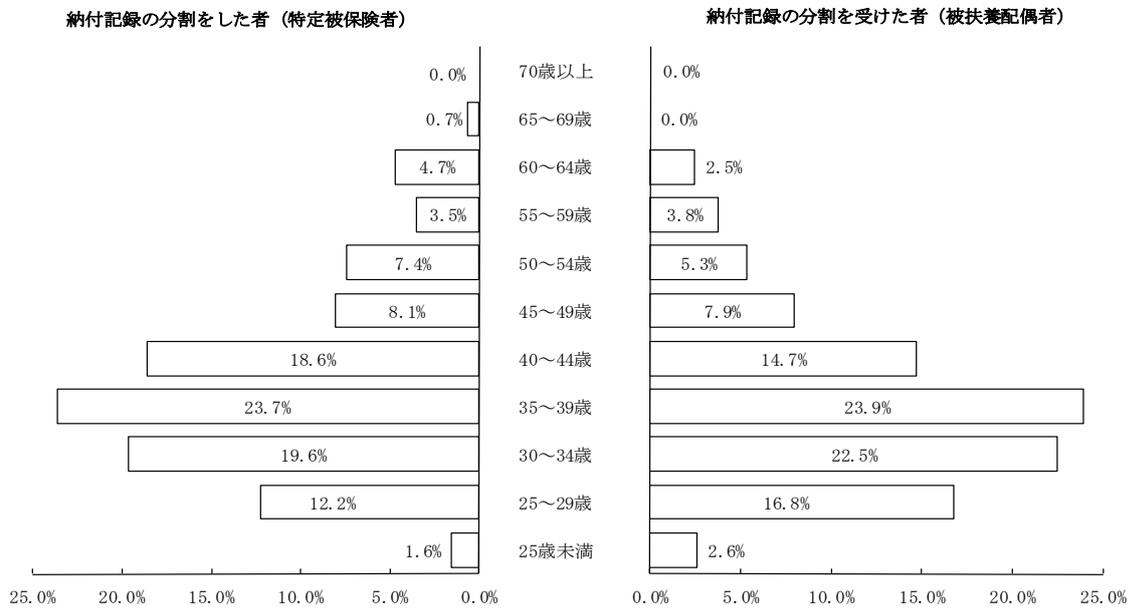
	第1号改定者				第2号改定者			
	件数 (人)	平均年金月額(円)			件数 (人)	平均年金月額(円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成19年度	1,758	173,354	130,267	△ 43,087	1,291	42,045	82,318	40,273
平成20年度	2,515	154,757	120,049	△ 34,708	1,813	48,712	82,966	34,254
平成21年度	3,099	146,980	115,626	△ 31,353	2,199	49,185	80,523	31,337
平成22年度	3,354	144,425	110,896	△ 33,529	2,336	46,054	79,679	33,625
平成23年度	3,068	140,756	108,795	△ 31,961	2,112	44,620	77,134	32,513

注1. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。

2. 3号分割に係る改定額を含む。

2. 3号分割のみの年金分割に係る状況

3号分割のみ改定者の年齢構成（平成23年度）



3号分割のみ 分割対象期間別件数割合の推移

	分割対象期間				
	以上 未満	～1年	1年 ～2年	2年 ～3年	3年 ～4年
平成20年度	100.0%				
平成21年度	35.7%	64.3%			
平成22年度	24.5%	36.2%	39.3%		
平成23年度	9.9%	29.5%	35.0%	25.6%	

3号分割のみ 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	男子				女子			
	件数 (人)	平均年金月額（円）			件数 (人)	平均年金月額（円）		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成22年度	15	90,311	89,261	△ 1,050	10	17,067	17,879	812
平成23年度	28	91,199	88,731	△ 2,468	13	18,650	20,574	1,924

注. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。

(参考資料5)

国民年金 都道府県別全額免除割合及び納付率（現年度分）

（年度末現在）

都道府県名	全額免除割合		納付率（現年度分）	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
全 国	29.0 %	30.4 %	59.31 %	58.64 %
北海道	36.6	38.3	58.24	58.01
青森	35.9	37.3	56.69	56.76
岩手	30.3	32.4	65.46	65.19
宮城	30.3	32.6	56.90	57.13
秋田	33.4	35.5	68.23	67.69
山形	28.6	29.9	69.39	69.17
福島	30.6	34.8	58.33	59.02
茨城	25.4	26.8	56.56	56.21
栃木	25.1	26.0	57.17	56.19
群馬	25.6	26.5	62.94	61.87
埼玉	22.9	24.2	56.53	55.67
千葉	22.7	23.8	58.11	57.03
東京都	21.4	22.4	56.17	55.11
神奈川県	22.8	23.8	58.93	57.53
新潟	28.6	30.4	70.81	70.67
富山	24.7	25.4	69.43	69.11
石川	28.1	29.9	68.70	68.64
福井	26.6	29.1	70.25	69.77
山梨	27.8	29.1	65.79	64.46
長野	26.0	26.9	68.64	67.51
岐阜	24.0	25.5	67.87	67.61
静岡	22.9	24.5	63.43	63.06
愛知	23.8	24.9	62.28	61.93
三重	25.2	26.7	65.71	65.69
滋賀	29.4	30.3	65.80	65.30
京都	35.0	36.0	61.03	60.10
大阪	33.7	35.0	50.54	49.68
兵庫	33.0	34.2	58.13	57.29
奈良	33.2	35.3	62.86	62.38
和歌山	35.5	37.3	67.69	67.14
鳥取	34.9	37.2	64.26	64.63
島根	33.2	35.2	70.85	71.36
岡山	33.1	35.7	61.97	63.02
広島	31.5	33.1	63.64	63.77
山口	33.4	35.0	65.54	65.65
徳島	36.9	39.1	61.98	62.37
香川	30.8	32.2	65.90	64.91
愛媛	37.3	39.1	66.18	65.71
高知	37.9	39.4	61.60	61.78
福岡	38.7	40.1	55.80	54.86
佐賀	33.5	35.3	62.57	62.13
長崎	36.0	37.0	55.84	55.23
熊本	34.8	36.2	60.45	60.29
大分	38.8	40.1	61.61	60.49
宮崎	38.1	39.7	59.18	58.67
鹿児島	39.3	41.3	56.96	57.19
沖縄	46.0	49.3	37.77	38.14

- 注1. 「全額免除割合」とは、全額免除者（法定免除者、申請全額免除者、学生納付特例者及び若年納付予者）が第1号被保険者（任意加入被保険者を除く。）に占める割合である。
2. 「納付率（現年度分）」とは、納付月数が納付対象月数に占める割合である。
 納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数及び若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月未まで）に実際に納付された月数である。

(参考資料6) 国民年金 東日本大震災における被災による申請全額免除の状況

- 天災等により国民年金保険料を納付することが著しく困難である場合は、申請により保険料の納付を全額免除とすることができる。
- 東日本大震災による被害の大きかった岩手、宮城、福島においては、平成23年度末時点での被災による申請全額免除者数が、その他の都道府県と比べて多くなっている。

平成23年度末時点における被災による国民年金保険料申請全額免除の状況

(単位：人)

都道府県	第1号被保険者数 ①	申請全額免除者数 ②	(再掲) 被災による申請全額免除者数 ③	第1号被保険者数に対する申請全額免除者数の割合(%)		(参考)平成22年度末時点における被災による申請全額免除の状況	
				②÷①	第1号被保険者数に対する被災による申請全額免除者数の割合(%) ③÷①	申請全額免除者数	第1号被保険者数に対する被災による申請全額免除者数の割合(%)
全国	18,717,052	2,300,160	24,559	12.29	0.13	169	0.00
岩手県	183,224	27,966	2,280	15.26	1.24	2	0.00
宮城県	355,142	56,314	7,190	15.86	2.02	0	0.00
福島県	285,082	51,060	13,441	17.91	4.71	0	0.00
その他の都道府県計	17,893,604	2,164,820	1,648	12.10	0.01	167	0.00

注 申請による保険料納付の全額免除には、申請から全額免除が決定するまで一定の事務処理期間が必要であることから、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震から間もない平成22年度末時点においては、被災による申請全額免除者数が少なかったものと考えられる。

(参考資料7)

国民年金 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

(平成23年度末)

年金月額	総数			(再掲)基礎のみ・旧国年		
	合計	男子	女子	合計	男子	女子
合計	人 26,504,223	人 11,524,141	人 14,980,082	人 8,162,673	人 1,919,443	人 6,243,230
万円以上 万円未満						
～ 1	116,884	11,217	105,667	51,005	1,670	49,335
1 ～ 2	351,978	58,395	293,583	143,803	12,113	131,690
2 ～ 3	1,111,636	213,889	897,747	575,783	63,132	512,651
3 ～ 4	3,515,140	790,307	2,724,833	2,016,366	342,871	1,673,495
4 ～ 5	3,715,496	1,018,958	2,696,538	1,342,219	295,612	1,046,607
5 ～ 6	5,085,167	1,917,775	3,167,392	1,429,676	306,946	1,122,730
6 ～ 7	11,174,592	7,132,836	4,041,756	2,073,420	770,115	1,303,305
7 ～	1,433,330	380,764	1,052,566	530,401	126,984	403,417
平均 (円)	54,612	59,200	51,083	49,605	54,515	48,095

注 「基礎のみ・旧国年」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金（5年年金を除く。）の受給権者をいう。